

高等継続教育の日本的展開に関する一考察

—国立短期大学の消長・変遷過程を中心に—

木 田 竜太郎

1. はじめに—「継続教育」としての日本型短期高等教育

本稿は、戦後高等教育の量的拡大に大きく寄与しながらも、従来主要な研究対象とされてこなかった「短期大学」の歴史的・制度的展開過程を分析することにより、日本における「高等継続教育」の特質と性格および今後の方向性を探求しようとする試みの一環である。さらには今日の競争的「大学改革の時代」を招いた直接的な要因の一つと思われる、日本における高等教育大衆化の構造の一端を明らかにしようとする企図を含んでいる。

日本の短期大学は、国際的には「短期高等教育 (short-cycle higher education)」あるいは「非大学セクター (Non-University Institutions)」に分類される「中等後教育 (post-secondary education)」および「継続教育 (continuing education)」相当機関として位置づけられるが⁽¹⁾、制度史的には、戦後教育改革の過程において、新制(四年制)大学への「昇格」が見送られた旧制専門学校群を「救済」するための暫定的な措置として発足したものである。その後、高度経済成長期においては、女性の社会進出や地域社会への大学教育機会の提供、高等教育進学率の向上などに一定の役割を果たしたものと評価され、近年は四年制大学量的拡大の主要因とも目されているが(短大改組による「四大化」)、今日ではその歴史的使命の「終焉」が囁かれてもいる。

一方、世界各国の高等教育体系を概観すれば、その中核は伝統的な「大学 (University)」であって、狭義の「大学セクター」に含まれない「非大学セクター」に関する研究上の関心は元来さほど強いものではなかった⁽²⁾。しかし、1960年代から70年代にかけて先進諸国に共通して起こった高等教育大衆化の動きは、その多くが非大学セクターの創設と拡大によって支えられた側面をもち、80年代後半にはOECD教育委員会の呼びかけによって、高等教育のオルタナティブ・セクターに関する国際共同研究が実施されている⁽³⁾。また、同じく80年代後半から90年代にかけて各国で台頭した「新自由主義」の動きは、時に極めてドラスティックな教育改革を実現させ、中でもいわゆる「知識基盤経済」の中核を担う人材を確保するための「高等継続教育」の改革は、今日に到るまで主要な課題であり続けている⁽⁴⁾。

本稿の趣意は、短期大学の機関研究を媒介として「高等継続教育」の日本的展開に関する考察を深め、今後の「改革」への示唆を念頭に置きつつ、日本高等教育の制度史的再検討を図ることにある。今回は、「国立短期大学」の消長・変遷過程を確認することによって、日本型高等継続教育の特質と

性格の一端を明らかにし、短期大学の現状と課題について一つの視点を提供することを目的とした。なお、これまで日本においては、正規の教育機関に在籍していない比較的低学歴の青年・成人に対し、主に社会教育の見地から施される職業・技術教育を「継続教育」と称する向きが多かった。しかし近年、高等教育の修了者を含め、より広範な市民一般に提供される「継続的専門教育」の意味合いをもって、且つその機会拡充を志向する概念として「継続教育」の語が一般化しつつある。本稿においては、短期大学を単なる「短期」の高等教育ではなく、21世紀型学習社会における「高等継続教育機関」として捉え直し、ともすれば「低度」の大学との嘲りを受けがちな短期高等教育の普遍性を確立するための一助としたい。

そもそも国立の短期大学とは何か。戦後改革の当初、文部省・教育刷新委員会およびGHQ（CIE）は、6・3・3・4制の枠組みを崩壊させかねない「二年制大学」の設立に否定的であった⁽⁵⁾。にもかかわらず制度化以後は、ピーク時41校（1989年）、通算57校もの国立短期大学が開設されることになる。日本型公教育の特徴の一つとして、官製モデルを一つの「範型」とする私学、という構図が指摘されるが、こと短期大学においてはこの図式は当てはまらない。

小山静子の言葉を借りれば、「短期大学は二つの顔をもっており、それぞれそれは、男子の職業教育と女子の教養教育や教員養成というように、はっきり区分されて」いた。すなわち「政府が進めようとしていた短期大学の職業教育機関化」に対応する国立短期大学、その意図に対抗して「女子教育機関としての存在意義を強調する」ようになった私立短期大学、という歴史的構図が浮かび上がる⁽⁶⁾。また、地方公共団体が設置する公立短期大学が「地域教育機関」としての使命を第一義としたことは自明であり、ここに短期大学の設置者別・役割分担機能がより明確に説明できる。

職業教育機関としての短期大学の主流を占めたのは、専攻分野が主に「法政商経」および「工学」によって構成され、大部分が夜間開講の形態をとった国立短期大学であった。小山は、「国立の短期大学とは、男性勤労者のための教育機関として夜間に設置されたものだったといっても過言では」なく、「短期大学の女子教育機関化は、まず私立の短期大学において顕在化してきたのであり、国立の短期大学にはまったく当てはまらないことだった」と主張する。すなわち「国家にとって、女子のための短期大学教育はとりたてて政策を展開すべきものとしては認識されておらず、国費を投じて教育すべき対象は男子だった」ということになる⁽⁷⁾。国立短大は制度化初年次の1950年時点では1校も存在せず、制度化60年を経た2010年時点で再び0校となっている。

国立短期大学は、いわば国策として立ち表れた日本型高等教育の一形態であり、それはしばしば高等教育の「実験場」としての意味合いを含むものとなる。本稿では、国立短期大学の特質と性格を明らかにするため、各校を開設時の特徴に沿って、(A) 法政商経系夜間開講課程、(B) 工学系夜間開講課程、(C) 医療技術系、(D) その他、以上四つに種別化する。さらに閉鎖時の解消パターンに沿って、(a) 四大・高専への単独移行、(b) 併設四大の夜間主開講課程への移行、(c) 併設四大医学部の学科への移行、(d) その他、以上四つに類型化した。前述の通り国立短期大学の歴史は、1950年から2010年まで存在した計57校の歩みをもって、一応の総括が可能である。なお、戦後大学史に関し

ては、戦前における帝国大学令・専門学校令・大学令といった明確な契機が存在せず、その後の政策的評価についても現在進行形の部分があるため定まり難く、従ってその通史的理解も多様なものが存在するが、本稿では、戦後日本の高等教育がほぼ15年の周期で転機を迎えてきたとする「戦後大学史の15年サイクル説」を採用し、以下の通り時期区分を行った⁽⁸⁾。

- (1) 1950～1960年（戦後改革・短期大学制度化から大学設置基準運用緩和まで）
- (2) 1961～1975年（大学大量認可措置路線の開始から高等教育計画の登場まで）
- (3) 1976～1990年（高等教育計画の開始から大学設置基準大綱化まで）
- (4) 1991～2010年（大学設置基準大綱化から現在まで）

2. 国立短期大学の史的展開過程—戦後60年の消長と変遷

[表1]は、1950年から2010年にかけて開設・閉鎖された国立短期大学の一覧である。以下、根拠資料としては、文部省（文部科学省）『全国短期大学・高等専門学校一覧』各年度版を用い、適宜、『全国大学一覧』『全国学校総覧』および各大学・短期大学の公式Web等で裏づけを取るものとする。

表1 国立短期大学の開設・閉鎖状況（1950～2010年）

開設パターン	(A) 法政商経系	11	0	0	0	11
	(B) 工学系	13	0	0	0	13
	(C) 医療技術系	0	9	13	1	23
	(D) その他	3	5	2	0	10
時期区分		(1) 1950年～	(2) 1961年～	(3) 1976年～	(4) 1991年～	計 (57校)
閉鎖パターン	(a) 単独移行	0	4	1	1	6
	(b) 夜間主移行	0	5	4	17	26
	(c) 医学部移行	0	0	0	23	23
	(d) その他	0	1	0	1	2

(1) 1950～1960年—戦後教育改革と国立短期大学

まず、時期区分(1)の期間、すなわち1950年から60年にかけて開設された国立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、56年の大学設置基準省令化、58年の専科大学法案の国会提出などが挙げられる。[表1]の通り、この間に開設された国立短期大学は計27校、閉鎖は0校である。

開設27校中、(A)の法政商経系夜間開講課程が11校、(B)の工学系夜間開講課程が13校と、前述の小山の主張を裏づける結果が表れている。ちなみに、国立短期大学は男女共学、夜間開講課程は三年制が原則である。(D)に区分された3校は、北海道と九州に独立設置された工学系昼間開講課程（北見工業短期大学・久留米工業短期大学）と、大阪外国語大学に併設された語学系夜間開講課程（大阪外国語大学短期大学部）である。この時期の専科大学構想に関連して1956年、国立短期大学部

主事会議は、国立の短期大学は「勤労青年を対象としているものであるからあくまでも専門的に実際的な職業教育の機関たる目的を明確に打出」すよう、文部大臣に申し入れを行っている⁽⁹⁾。この主張は、短期大学の「職業教育機関化」に強く反対し、専科大学法案を廃案に追い込んだ日本私立短期大学協会をはじめとする私学関係者の主張と、見事に好対照といわねばならない。

なお、前述の通り国立の短期大学は、制度化初年の1950年時点で1校も存在せず、翌51年、いずれも新制大学に併設される形で4校が開設された。この間の事情について文部省は「四年制大学の整備先行などにより」としている⁽¹⁰⁾。また、阿部美哉は、国立短期大学の由来について、「歴史的には、新制大学の発足時に、旧制の高等専門学校に付設されていた法商系および工業系の夜学」と述べているが⁽¹¹⁾、その開設時期は、制度化から最短で1年（長崎大学商科短期大学部）、最長10年（香川大学商業短期大学部）と、大学によってかなりのバラつきがみられる。さらに、初期開設4校のうち3校が、旧制工専の色彩濃厚な独立系の工業大学に併設される形で開設された点も見逃せない（名古屋工業大学短期大学部・京都工芸繊維大学工業短期大学部・九州工業大学短期大学部）。

朝日新聞記者の本多二郎は、国立短期大学誕生当時（1951年）の文部省技術教育課長であった腰原仁の回想を、次のようにまとめている。曰く、新制大学自体に施設面等の問題が山積する中、国が率先して短大をつくるような余裕は行政的にも財政的にもなかったが、地元や財界から「大学でなく昔の専門学校のように手軽に人材を養成してほしい」という要望が強く、それを受けて国立大学の側からも「夜の短大をつくりたい」という希望が出されてきた。「建物は昼間の大学の校舎を使えるし、教員は別に確保しなければならないといっても、多少は昼間の先生の兼務でやってもらえるからという言い分だ。だがやはり短大の教職員用に人員ワクを増やすのは財政的に苦しいから、そうたくさんはできないということで、最初は四校づくり、その後だんだん増えていった」。同様に大学側には「国の予算が少なくて学部の拡充が困難だったため、短大をつくることで予算を増やせないかという期待が」あり、地元の産業界からも「大学というと敷居が高くなりすぎたので、もっと気安い中堅技術者養成機関がほしいという要望が」出されていたため、これらの思惑が重なって短大設置へと進んだ、というわけである⁽¹²⁾。各大学の沿革史も、概ねこのような設立事情を裏書きしており、「国立」でありながら、国の主導（トップ・ダウン）によって誕生したものではなく、地域の機運の高まり（ボトム・アップ）の中で成立した機関であったところに、初期国立短期大学への役割期待が示されている⁽¹³⁾。

(2) 1961～1975年—高度経済成長と国立短期大学

次に、時期区分（2）の期間、すなわち1961年から75年にかけて開設または閉鎖された国立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、61年のいわゆる「池正勧告」、62年の高等専門学校発足、63年の中教審「38答申」、71年の同「46答申」、72年の高等教育懇談会の設置などが列挙される。[表1]の通り、この間に開設された国立短期大学は計14校、一方で、閉鎖も計10校に上る。

開設14校中、この時期の中頃（1967年）になって初めて登場する（C）の医療技術系が9校を占

める。また、(D)に区分された5校のうち3校は、関東・中部・中国に独立設置された工学系昼間開講課程（宇都宮工業短期大学・長岡工業短期大学・宇部工業短期大学）であり、残る2校は、高等教育における専門職としてのライブラリアン養成を謳って設置された図書館短期大学と、当時琉球政府立の琉球大学に併設された総合系夜間開講課程（琉球大学短期大学部）である。

戦前の高等教育、特に女子高等教育をめぐる論点として、「家政学」を大学で教授すべき水準の「学問」として捉えることへの抵抗があったが⁽¹⁴⁾、従来のアカデミズムの枠組みでは捉えきれない新領域の「高等職業教育」が、まず短期大学で試行的に開設されるといったパターンが、戦後高等教育の一つの特徴として挙げられる。殊に(C)の設置学科は、看護・診療放射線技術・衛生技術・理学療法・作業療法の概ね五つに大別され、その前身は、各大学の医学部に併設されていた看護学校・診療エックス線技師学校・衛生検査技師学校などパラ・メディカルの養成機関であった。これら看護・衛生・保健学系の学問分野をはじめ、事実上国立（厚生省）の機関として開設された東京・大阪の社会事業短期大学（1950年）に代表される社会福祉学、私立短期大学の主流の一つであった保育・幼児教育学など、とりわけジェンダー的要素が強いこれら職業教育の実施機関として短期大学が割り当てられていた事実は注目に値する。図書館司書の養成機関として開設された図書館短期大学もまた、その典型例の一つといえる。

さらに、(1)の期間に圧倒的多数派であった(A)と(B)、すなわち実業系夜間開講課程の開設が、以降、全く見られなくなることも興味深い。国立短期大学が「男性勤労者のための教育機関として夜間に設置されたものだった」といい得るのは、あくまでその初期の過程においてであり、以後は、ジェンダー的要素を多分に含んだパラ・メディカル養成機関としての役割が、国立短期大学の主流となっていくのである。また、前述の通り、官の在り方を「範型」とする私学、といった構図が、戦前戦後を通じての日本型公教育の大きな特徴であったが、国立四年制大学が「総合大学」を基本形としていたのに対し、歴史的・地域的に独自の事情を抱える琉球大学短期大学部以外に「総合短期大学」といい得るタイプの短期大学がほとんどみられなかったところに、短期大学という機関に対する国策上の役割期待が逆説的に示されているのではなかろうか⁽¹⁵⁾。

そしてこの時期、早くも10校の国立短期大学がその役割を終えている。その解消パターンは、(a)の四大・高専への単独移行が4校、(b)の併設四大夜間主開講課程への移行が5校である。うち(a)をみると、四年制大学に単独移行したものが1校（北見工業大学）、継承機関としての高等専門学校を開設し、順次閉鎖されたものが3校（長岡工業高等専門学校・宇部工業高等専門学校・久留米工業高等専門学校）である。これら4校は、残る(d)の1校（宇都宮工業短期大学）と併せて、すべて独立設置されていた工学系昼間開講課程であることが特徴である。ちなみに、これら5校の設置期間をみると、最短4年（宇都宮工業短期大学）、最長8年（久留米工業短期大学）と著しく短い。(d)は、宇都宮大学に吸収される形での学部移行（工学部）であり、同県内に既に工学部をもつ有力大学（新潟大学・山口大学・九州大学）が存在する3校が新たに制度化された高専に、そうでない2校が四年制大学ないし学部へと再編された事情が垣間みえる。

なお、(b) の5校の設置期間についても、最短6年（室蘭工業大学短期大学部）、最長14年（岡山大学法経短期大学部）と短く、1969年までに閉鎖・移行を完了している点を指摘しなければならない。これは明らかに池正勸告を端緒とする第一次ベビーブーム世代の進学要求に対応した政策措置の表れであり、法・商学および工学といった従来型の学問分野を土台とする事情も手伝って、学士課程への移行に比較的抵抗が少なかった事情も読み取れる。

(3) 1976～1990年—高等教育計画と国立短期大学

続いて、時期区分(3)の期間、すなわち1976年から90年にかけて開設または閉鎖された国立短期大学について検討する。なお、この間の高等教育政策上のトピックとしては、76年の専修学校発足、86年の臨教審答申、87年の大学審議会の設置などが列挙される。[表1]の通り、この間に開設された国立短期大学は計15校、閉鎖は計5校である。

開設15校中、(C)の医療技術系が13校と圧倒的多数を占める。(C)の端緒は前項の通り1967年、大阪大学医学部に併設された医療技術短期大学部であるが、殊に1971年以降は、ほぼ1年に1校のペースで開設され続けることになる。他方、(D)に区分された2校は、日本型コミュニティ・カレッジの試金石として設置された高岡短期大学と、障害者への高等教育機会開放を謳って設置された筑波技術短期大学である。

高岡短期大学は1983年、「伝統的工芸分野の後継者養成など地域の多様な要請に積極的にこたえる地域に開かれた特色ある短期大学」を謳って開設された⁽¹⁶⁾。併せて文部省は、「今後の短期大学の試行的、先駆的役割を果たすことを期待して」とするが、短大開設に到るそもそもの発端は、富山大学工学部移転の代替措置として高岡市が求めた四年制大学開設要求であり、少なくとも積極的な政策措置の結果ではなかった⁽¹⁷⁾。その後、「種々の曲折を経て国立の4年制大学の設置は、極めて困難との判断により」1977年、富山県と高岡市は「高岡地域大学設置協議会」を設け、「いわゆるコミュニティカレッジを設立するため」「高岡地域大学設立に関する陳情書」を文部省に提出、1981年、富山大学に「短期高等教育機関（高岡）創設準備室」が設置され、最終的に2学科（産業工芸・産業情報）7専攻（金属工芸・漆工芸・木材工芸・産業デザイン・経営実務・情報処理・ビジネス外語）からなる国立短期大学として発足をみる⁽¹⁸⁾。

一方、筑波技術短期大学は1987年、「聴覚障害者及び視覚障害者のための新しい高等教育機関として」開設された⁽¹⁹⁾。文部省は、「身体障害者の学習要求の増大に伴い、一般大学への受入れの工夫・改善に努め、障害者の高等教育機会の確保等を図ってきた」としているが、同大学開設の発端は1976・77年、聴覚・視覚障害者の教育団体などによって相次いで結成された「障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」の要望によるものであり、これも積極的な政策措置の結果とはいえない⁽²⁰⁾。1983年、筑波大学に「身体障害者高等教育機関創設準備室」が設置され、当初は聴覚部4学科（デザイン・機械工・建築工・電子情報）、のちに視覚部3学科（鍼灸・理学療法・情報処理）が整備された三年制の昼間開講課程として発足をみた⁽²¹⁾。

なお、閉鎖された5校の解消パターンであるが、前項同様に (b) が4校、残る (a) の1校は、図書館短期大学の四年制大学移行である（図書館情報大学）。新しい領域の学問が大学教育（学士課程段階）の名に値するか否かの「高等教育実験」が成功したものと評すべきであろうか。

時期区分 (3) は周知の通り、前項でも触れた高等教育懇談会の設置に端を発する「高等教育計画」実施の期間である。この時期、四年制大学の新增設は抑制され、その代替機関の一つとして専修学校が制度化された。文部省は、(C) と (b) に関わる国立学校の改組について、「より高度の専門教育の実施や技術者等の養成・再教育のための特色ある教育の実施についての強い要望を踏まえ」たものとし、さらに (D) の2校については、「高等教育に対する社会のニーズの多様化を背景として、国立の短期大学の設置を要望する声が高まり、これにこたえて設置した」ものと説明している⁽²²⁾。

(4) 1991～2010年—大学構造改革と国立短期大学

最後に、時期区分 (4) の期間、すなわち1991年から2010年にかけて開設・閉鎖された国立短期大学について検討する。1991年の大学設置基準大綱化以降、開設は一つも無く、2010年までにすべての国立短期大学がその役割を終える形となった。大学設置基準大綱化とは、極言すれば、カリキュラム編成の弾力化などに代表されるいわゆる「設置認可行政」の大幅な「規制緩和宣言」であり、以降、一般教養組織の解体、共通・専門教育の統合、教員の学部・学科所属、自己点検・評価など、今日の競争的「大学改革の時代」に直接繋がる大学内部の大変革がもたらされることになる。

国立短期大学は、行財政改革の観点から推し進められた国立大学統廃合の影響を正面から受け、概ね二つのパターンで解消された。まず (b)、併設四大夜間主開講課程への移行、そして (c)、併設四大医学部の学科（保健学科）への移行である。(b) の移行が比較的スムーズに行い得たであろうことは前述した通りである。(c) についても、元来が三年制の昼間開講課程であり、学士課程への移行に際してさほどの困難が伴わなかった事情が読み取れる。なお、前述の図書館情報大学は、近接する筑波大学に吸収される形で学部へと移行し（図書館情報専門学群）、同様に高岡短期大学も、同県内の富山大学に吸収される形で学部へと移行した（芸術文化学部）。但し、図書館情報大学・筑波大学と近接する筑波技術短期大学は、四年制大学へと単独移行した（筑波技術大学）。ちなみに、最後に開設された国立短期大学は、岐阜大学医療技術短期大学部（1991年）であり、設置期間が最も長かった国立短期大学は、長崎大学商科短期大学部であった（49年）。

文部省は、国立短期大学に関わる政策措置について、当初は「四年制大学の整備先行などにより」その開設が遅れたが、「勤労者に対する教育機会を提供するため、法商及び工業関係の夜間短期大学部を国立大学に併設する形で順次整備してきた。」その後、「より高度の専門教育の実施や技術者等の養成・再教育のための特色ある教育の実施についての強い要望を踏まえ、一層の教育体制の充実を図るため、大学学部が夜間及び土曜日の午後を中心として昼間における履修も一部取り入れた履修コース（夜間主コース）を設け、それへの転換を順次」行い、「また、国立大学医学部附属の看護関係の専修学校等の医療技術関係の短期大学部への改組転換」を実施したものと説明している⁽²³⁾。「さらに、

高等教育に対する社会のニーズの多様化」に応じて「高岡短期大学及び筑波技術短期大学」を設置したということであるが、ここで一つの疑問が生ずる。何故、「医療技術関係の」機関や、「地域の多様な要請に積極的にこたえる地域に開かれた」機関、さらには「聴覚障害者及び視覚障害者のための新しい高等教育機関」が、四年制大学ではなく短期大学であったのか。敢えて、その意図するところを勘繰れば、戦前以来の官学優位の風潮を保ちつつ、「国立大学」の威信と卓越性を保持しようとする高等教育観が、その根底にあったのではなからうか。いわゆる旧七帝大のうち東京大学にのみ(C)が開設されていないこと⁽²⁴⁾、行財政改革の観点から見れば筑波大学への吸収が妥当であったはずの筑波技術短期大学が(a)のパターンで解消されたことなどをその傍証とみるのは極論に過ぎるであろうか。

3. 国立短期大学の特質と性格—「高等継続教育」確立への示唆

学校基本調査によれば、短期大学は制度化初年の1950年、計149校（国立0校、公立17校、私立132校）で発足し、96年、計598校のピークに達した。これを設置者別に見ると、国立は前述の通り89年の41校、公立は96年の63校、私立は97年の504校がこれまでのピークである。そして制度化60年を経た2010年、国立は再び0校、公立26校、私立369校、計395校となっている。一方、四年制大学数は96年時点で計576校（国立98校、公立53校、私立425校）と短期大学数を下回っていたものが、2010年現在では計778校と急増している。

2010年時点の四年制大学数を設置者別に見ると、国立（大学法人）86校、公立95校、私立597校であり、公私立大学数の急伸が四大急増の主要因であることが裏づけられる。前述の通り、国立大学の漸減に関しては行財政改革の観点から推進された統廃合の影響が大きく、これまで見てきた通り、もともとの設置形態が四大併設を主としていた国立短期大学についても、そこに組み込まれたものと見ることができる。

国立短期大学の開設・閉鎖パターンは、(A) - (b)、(B) - (b)、(C) - (c)、(D) - (a)、(D) - (b)、(D) - (d)、以上六つに整理できる。うち(A) - (b)が11校、(B) - (b)が13校、(D) - (b)が2校、計26校が併設四大の夜間主開講課程への移行であり、「勤労者に対する教育機会を提供するため」順次整備されてきた夜間の短期大学部は、すべて併設先の国立大学に吸収されたことになる。(C) - (c)についても同様で、計23校すべてが併設先の医学部へと吸収された。残る8校のうち6校が(D) - (a)、うち高専移行が3校（長岡・宇部・久留米）、四大移行が3校（北見工業・図書館・筑波技術）、残る(D) - (d)の2校は、同県内国立大学の学部へと移行する形で吸収された（宇都宮、高岡）。

以上、国立短期大学の特質は、①国立大学に併設された短期課程の「夜学」、②同医学部に併設された「パラ・メディカル養成機関」、③ある事情に特化した短期課程の高等職業教育機関、以上三つに集約される。それはまさに、日本型高等継続教育の「実務」と「実験」の担い手と評し得る機関的性格を色濃くもっていた。これを文部省の政策措置という観点から振り返れば、高等教育機会の拡大に少なからず資するものであったことは間違いない。反面、ともすれば旧来の「複線型」のような「袋

小路」に陥りかねない「短期大学」という危うい制度の改善が蔑ろにされた傾向も指摘しなければならない。すなわち、短期高等教育機関に対する積極的な意味づけや性格づけを怠ったまま、一方で四年制大学への編入学措置を緩和するなどの具体的な政策措置も講じ得ず、結果的に四年制大学との適切な「差別化」や本質的な「格差」の解消も図れぬままに、短期大学は短期の大学に非ず「低度」の大学であるというレッテルを放置し、その認識を固定化させてしまったわけである。

かつて文部省は、1956年の中央教育審議会答申「短期大学制度の改善について」を受けて、その機動的再編を企図し、1958年には三次に亘る「専科大学法案」の国会提出を試みた。同法案は、審議未了の末に廃案となるが、これらの動きが1962年の高等専門学校、さらには1976年の専修学校制度の発足へと繋がってゆく。文部省は、一貫して短期大学を「技術教育」の枠内で捉えていた。それは、短期大学が大学の「一種」との建前で制度化されたにもかかわらず、その所掌が一貫して大学学術局「大学課」ではなく「技術教育課」であったことから明らかである。

文部省年報は当初、短期大学について個別の節を設け、技術教育と制度的改善の二点を柱とした報告を掲載してきたが（第80～88年報）、専科大学法案の挫折と高等専門学校の発足以降、同年報における「短期大学」の扱いは、その字面を探すことすら難しくなるほど小さなものとなってゆく。文部省は、技術教育に関わる課題を高等専門学校制度の新設という形で処理し、他方、短期大学恒久化（1964年）を実現することによって、その制度的改善という課題を決着させた。土持ゲーリー法一という言葉を借りれば、「どこまでも、大学の枠より短期大学を外すことなく、恒久化する従来の主張を変えない方針⁽²⁵⁾」を貫いた日本私立短期大学協会をはじめとする私学関係者の要求がほぼ叶えられた結果であり、やや皮肉な見方をすれば以後の短期大学は、国策上の役割期待のほぼ枠外においてある種の「自由市場」の渦中に一早く放り込まれ、その「自主性」が試されることとなったわけである。

2011年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」は、専修学校の大学「昇格」を想定した日本型「専門大学」構想への第一歩と受け止める向きも多い。一方、近年の大学改革は、短期大学の「四大化」と並んで大学教育の「専門学校化」といった風潮を加速させ、大学そのものの「定義」崩壊が深刻な問題となっている。仮に、専門大学なる「第三の大学」を国策として構想しようとするならば、文部科学省には高等継続教育システムの総体に関わるグランドデザインを、これまでの大学構造改革路線に関する自己評価や短期大学・高等専門学校の歴史的経験を踏まえつつ提示する責任があろう。換言すれば、短期大学のある種の「挫折」の経験をどのように「評価」するのか、新しい学校種の安易な制度構想が単にそれらを「上書き」するだけのものとなりはしないか、真摯な自己評価と歴史の経験に裏打ちされた、より重厚な政策形成が求められることになる。

注(1) 継続教育は、イギリスなどを中心に「further education」ともいわれる。姉崎洋一（2008）『高等継続教育の現代的展開—日本とイギリス』北海道大学出版会、喜多村和之（1999）『現代の大学・高等教育—教育の制度と機能』玉川大学出版部、など。なお、下記の通り、UNESCOの国際標準教育分類（ISCED）は、日本の

短期大学を「レベル 5B」相当機関に位置づけている。

- ・レベル 5B：「専門士」を授与する専修学校専門課程（専門学校）、短期大学、高等専門学校、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科。
- ・レベル 5A：四年制学士課程、六年制学士課程（医学、歯学、獣医学）、修士課程、大学専攻科。
- ・レベル 6：博士課程。

OECD 編、森利枝訳（邦訳 2009）『日本の大学改革—OECD 高等教育政策レビュー：日本』明石書店、など。

- (2) 日本の短期大学に関するレビューについては、拙稿（2011）「短期大学制度史研究序説—先行研究に見る課題と展望」『早稲田教育評論 第 25 巻第 1 号』早稲田大学教育総合研究所、同（2011）「短期高等教育の国際比較に関する一考察—日・韓・豪の事例を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊 第 19 巻第 1 号』早稲田大学大学院教育学研究科、など。
- (3) 阿部美哉・金子元久編（1990）『「大学」外の高等教育—国際的動向と日本の課題』広島大学大学教育研究センター、阿部美哉（1991）『生涯学習時代の短期高等教育』玉川大学出版部、など。
- (4) 姉崎洋一は、臨教審以降の日本における高等教育・継続教育（社会教育・生涯学習）改革に共通する政策原理として、「競争と効率の優先、選択と自立の自己責任性、機会均等や公平・公正の原理の駆逐、卓越したものへの財政の重点配分原理」を挙げている。姉崎（2008）前掲書、まえがき。
- (5) 海後宗臣・寺崎昌男（1969）『大学教育（戦後日本の教育改革 第九巻）』東京大学出版会、土持ゲーリー法一（2006）『戦後日本の高等教育改革政策—「教養教育」の構築』玉川大学出版部、など。
- (6) 小山静子（2009）『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房、pp. 119,129。
- (7) 小山（2009）前掲書、pp. 116-117。また、美土路達雄は、「総じていえば、勤労青年の夜間課程教育及び政策的に緊急とされる分野での職業技術教育、これが発足以来かわることのない国立短期大学の基本内容・性格である」と、その要点を簡潔に整理している。美土路達雄（1983）「公立短大の現状と到達点」内田穰吉・佐野豊編『公立大学—その現状と展望』日本評論社、pp. 240。
- (8) 天野郁夫・吉本圭一編（1996）『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究（放送教育開発センター研究報告 第 91 号）』放送教育開発センター、など。
- (9) 海後・寺崎（1969）前掲書、pp. 238-244。
- (10) 文部省編（1972）『学制百年史』帝国地方行政学会、pp. 748。
- (11) 阿部（1991）前掲書、pp. 39。なお、阿部は山形を法商系に区分しているが、工業系の誤りである。
- (12) 本多二郎（1983）『素顔の短期大学』福武書店、pp. 96-97。
- (13) 例えば、長崎大学においては、1948 年秋、長崎市夜間高校生徒会自治連盟が「夜間大学設置運動趣意書」を作成して署名活動を展開、翌 49 年 8 月、市議会が「長崎大学夜間部設置に関する意見書」を可決、翌 9 月には県議会が同「請願書」を全会一致で採択し、「長崎県・市一体となって文部大臣及び国会宛に要望書を送っ」ている。長崎大学五十年史刊行委員会編（1999）『長崎大学五十年史』長崎大学、pp. 30-31。
- (14) 湯川次義（2003）『近代日本の女性と大学教育—教育機会開放をめぐる歴史』不二出版、など。
- (15) 琉球大学短期大学部の設置学科は、英語・法経・機械工・電気工であり、この種のオーソドックスな総合系短期大学は、同校以外の国立短期大学には一切みられない。
- (16) 文部省編（1992）『学制百二十年史』ぎょうせい、pp. 427。
- (17) 高岡短期大学十年史編集プロジェクトチーム編（1994）『高岡短期大学十年史』高岡短期大学、pp. 14-22。
- (18) 前掲『高岡短期大学十年史』、pp. 14-22。
- (19) 文部省編（1992）前掲書、pp. 427。
- (20) 記念誌編集専門部会編（1997）『筑波技術短期大学開学十周年記念誌』筑波技術短期大学開学十周年記念事業委員会、pp. 14-22。
- (21) 前掲『筑波技術短期大学開学十周年記念誌』、pp. 14-22。
- (22) 文部省編（1992）前掲書、pp. 426-427。
- (23) 文部省編（1992）前掲書、pp. 426-427。

⑭ 「国立看護短期大学」設置の動きが具体化するのには、1963年3月の厚生省医療制度調査会「医療制度全般についての改善の基本方針に関する答申」以降である。これを受けて厚生省は、学校教育法に基づく看護教育の実現を文部省に要望、翌64年8月18日、文部省大学病院課は、東京・九州・東北の国立三大学看護短期大学部「設置要項」を提出する。しかしこの案は「大蔵省の段階で幻のものとなって消失し」、その後も三大学は65・66両年に亘って、看護短期大学部設置に関わる概算要求を継続した。一方、大阪大学がこの件について検討を開始したのは、1966年7月7日の医学部教授会以降であり、「急遽7月13日の評議会において」短期大学部の設置が概算要求事項に挙げられた。同大学の見込みとしては、「当時の世情よりみて新規概算要求については、それが文部省で認められるまでに少なくとも2～3年は要するであろうとの見方が大勢を占めていた。」ところが、「12月26日に文部省より内示があり、1967年1月16日までに短期大学部設立の書類提出の指示があった」ため、「急遽書類を作成して期限内に提出した。」何故、先行していた東京・九州・東北ではなく、後発の大阪に最初の内示が下されたのかは不明である。とりわけ東京大学は、既に1953年の段階で日本初の衛生看護学科を開設しており、この件の「モデル校」として「看護界から大きな期待」が寄せられていた。その後、九州大学には1971年、東北大学には1973年に医療技術短期大学部が開設されたが、結局、東京大学に「短大」が設置されることはなかったのである。大阪大学五十年史編集実行委員会編（1985）『大阪大学五十年史 通史』大阪大学，pp.330-334，九州大学医療技術短期大学部創立二十周年記念事業会編（1993）『九州大学医療技術短期大学部二十年記念誌』九州大学医療技術短期大学部，pp.23-34。

⑮ 土持（2006）前掲書，pp.263。